

学校の統廃合を不服とする行政事件訴訟の検討

谷 口 聡*

A Study on Administrative Case Litigations Objecting to Consolidation of Elementary and Secondary Schools

TANIGUCHI Satoshi

(Received 31 August, 2022; Accepted 7 September, 2022)

Abstract

This paper aims to provide an opportunity to take another look at significance of elementary and secondary school education through the examination of ten administrative case litigations raised by local residents objecting to consolidation of elementary and secondary schools from 1962 to 2012.

Recent years Japan is experiencing the declining birthrate and aging society. Under the circumstances of recent decline in the birthrate, future consolidation of elementary and secondary schools is generally predicted and might be an inevitable measure in Japan. But the author wants to give thought to true educational values which should not be lost.

The author attempts to examine the administration case litigations objecting to consolidations of elementary and secondary schools from 1962 to today and discover such educational values that local governments should weigh heavily in their communities. The author believes the values are the spiritual values unique to respective local communities, rather than the physical values such as temporal or spatial convenience in school commuting.

* 高崎経済大学経済学部経営学科・教授

I 本稿の目的

本稿は、昭和37年から平成24年までという戦後の高度成長期から近年に至るまでの間のわが国における小中学校の統廃合を不服とする行政事件訴訟を検討して、地域社会において子どもの教育を担う小中学校に真に求められている教育上の価値とは何であるのかを探ることを目的としている。

わが国は戦後から現在に至るまで、社会はめまぐるしい変遷を遂げており、その過程では、様々な理由から既存の小学校や中学校が廃止されたり、また、その廃止に伴う新設学校への統合が行われてきた。地方の過疎化の問題であったり、中央・地方の教育方針の変更であったり、合理化の推進であったりと理由は様々であったが、数々の小中学校の統廃合を経験してきたのである。

そして、少子高齢化・超高齢社会となったわが国においては、子どもの人口が減少傾向にあることや地方の財政がひっ迫しているなどの一般的傾向に鑑みれば、ごく単純な予測をすれば、小中学校が統廃合されていくのではないかということになると思われる。

そのようなわが国の将来的な予測の中において、小中学校が統廃合となったとしても、そこにおいて真に失われてはならない教育上の価値とはどのようなものであるのか。本稿ではわずか10件の行政事件訴訟ではあるが、その裁判の検討を通じて、そこで浮かび上がる尊い教育上の価値を明らかにしてみたい。

II 判例の検討方法

本稿では、10件の行政事件訴訟の裁判例を個々に検討して、結論として総合的な検討を加える。

個々の裁判例の検討項目は、「事件名」「主文」「審級関係」「事実概要」「判決要旨」「筆者による若干の検討」である。このうち「筆者による若干の検討」は筆者自身の視点から若干の見解を述べる項目である。

一般に、行政事件訴訟では、訴訟要件という裁判の入り口での却下という形の判決・決定が多い。特に「原告適格」という要件が満たされず、「却下」の結論となる行政事件訴訟は非常に多いが、本稿で検討する10件の裁判例も「却下」がほとんどである。しかしながら、本稿での裁判例の検討では、いわゆる行政訴訟理論に関する原告・被告の主張と裁判所の判断にはあまり重きを置かないように検討しつつ、原告の利益にかかわる争点を中心に採り上げて、原告・被告の主張と裁判所の判断を整理したいと考える。

III 具体的な判例の検討

◎1 盛岡地判昭和37年7月9日（行政事件裁判例集13巻7号1331頁）

【事件名】更木中学校廃止処分取消請求事件

【主文】却下

【審級関係】情報なし

【事実概要】

原告はその子が廃止の処分を受けた中学校に通う保護者であるところ、被告（北上市教育委員会）が昭和33年5月19日なした北上市立二子中学校および北上市立更木中学校の廃止と、北上市立北上北中学校の設置処分の取消などを求めて提訴した。原告は、当該中学校の廃止により子の通学が困難になるなどの主張をした。

【判決要旨】

「原告らの子の新中学校への通学は季節により徒歩によることが困難な場合があるとしても、バス利用による通学は一年間を通して十分に可能であるといわねばならない。原告らは右路線のバスは沿道の崖崩れや冬季の積雪により運行中止を見ることが多いため通学の用に堪えないごとく主張するが、このような事実を認めるに足る証拠はないし、また被告が同部落の生徒らのバス通学に対する経費を自ら負担することが北上市の財政事情から不利また困難であるとしても、現に被告においてこれを負担している以上かかる事実は右認定になんらの影響を及ぼすものではない」。「以上に認定した事実をそう合して本件措置または処分により原告らの子の北上北中学校への通学が更木中学校への通学に比して困難の度を増したことは否めないが、いまだ不能または著しく困難になったものということとはできないから、これを前提とする原告らの前記権利侵害の主張は採用し得ないものである」とした。

結論として、「本訴各請求については、原告らはいずれも原告適格を欠くものであるから、これをすべて却下する」とした。

【筆者による若干の検討】

◇原告は、この他にも行政処分の手続き上の不備などを根拠とする主張を展開したが、いずれも却下されている。行政事件訴訟であるので、「却下」という門前払いの形がとられている。
◇生徒自身が被る具体的な不利益としては通学困難となることが主張されているが、他の学校統廃合不服訴訟同様に、この種の主張は簡単には受け入れられない。

◎2 名古屋地決昭和43年3月30日（行政事件裁判例集19巻3号561頁）

【事件名】行政処分執行停止申請事件

【主 文】一部認容、一部却下

【審級関係】抗告（抗告棄却）

【事実概要】

申請人らの子は、被申請人（田原町教育委員会）より、それぞれ田原町立中部小学校から同町立神戸小学校へ転学させるべき旨の転学処分を受けた。申請人らはこれを不服として訴訟を提起し、併せて本件行政処分執行停止申請を行った。

これに対して被申請人は、「被申請人は、右申請人らの児童らについて本来神戸小学校区であるべきを特例として右中部小学校への通学を認めてきたものであり、毎年入学時期において関係保護者から昭和四三年四月一日より神戸小学校に転学させる旨の誓約書が提出されて」いるなどと主張して争った。

【判決要旨】

「右申請人らの居住する川岸地区の児童は昭和三〇年以前からわずかではあるが中部小学校に就学していたところ、同三五、六年ころには同地区の殆んど全員が右中部小学校に就学するに至ったものであること、本件申請人らの児童らが右小学校に就学を続行することを強く希望していること、川岸地区から神戸小学校までの通学距離は約二、四〇〇米で中部小学校までの距離の三倍強にあたること、通学路の不備等通学条件が悪いこと、中部小学校における児童収容能力には支障がないことがいずれも認められる」。

「右の事実によれば、合理的な理由がないのに転学を余儀なくされることによって該児童に与える教育上、人格形成上の影響は甚大であり、その保護者たる右申請人らが蒙る回復の困難な損害を避けるため右転学処分効力は本案判決確定に至るまで、これを停止すべき緊急の必要があると言うべきである」とした。

【筆者による若干の検討】

◇本件事案は学校統廃合に対する不服訴訟ではない。児童の転学処分に対する保護者による不服の申立てである。

◇ただし、通学距離が3倍になることなどを根拠として、「児童に与える教育上、人格形成上の影響が甚大」であるとの認定には参照すべき点もある。

◎3 富山地決昭和51年4月28日(判時842号72頁)

【事件名】小学校廃止処分執行停止申立事件

【主 文】却下

【審級関係】◎4決定の原審、抗告

【事実概要】

被申請人(Y自治体)が立山小学校を廃止する処分をなし、これに伴って申請人の子女らを立山町立統合立山小学校に就学させるべき旨の処分をなしたことなどを不服とする行政事件訴訟を提起した。

【判決要旨】

以下の事実が認定された。「立山町立統合立山小学校はその予定児童数が二七四名(一〇学級(普通学級九、特殊学級一)編成で一学級三〇名から四〇名)で、校長、教頭各一名、教諭一名、養護教諭一名、学校事務職一名が配置され、物的施設の面においても、普通教室のほか特別教室(視聴覚教室、図工教室等)、体育館、放送施設等が設けられる等、小学校教育としてのその十分な効果が期待できること、また、申請人ら保護者の子女が同校に通学する場合その通学距離が九ないし一〇キロメートルにも及ぶが、被申請人において、通学用バス(大人七五人乗り大型バス)が用意され、通学時間は一〇ないし二〇分間程であること」などである。

そして、「冬期遅刻せざるを得ないことがあるといっても、それは年に一週間位で、しかも一時間程であること、また、学校内における児童の急病等の緊急の事態が生じた場合には、学校の各関係機関において必要な措置を充分期待できるとともに、その際保護者である申請人らが登校するに当って、前示距離関係および疎明資料より認められる交通事情からみて、さ程時間を必要とするとは認められないこと、更に、今日においては交通機関が発達しバス通学或いは電車通学が広く行われていることであり、しかも、本件通学路において特に交通事故が多発

しているとの疎明資料も存しない本件においては、右各不利益をもって、本件各処分により生ずる「回復の困難な損害」とは解し難く、他に、右損害があると推認せしむべき疎明資料は存しない」などとして申請人の申立てを却下した。

【筆者による若干の検討】

◇判決文から申請人（保護者）の主張を読み取ると、小学校の統廃合について、通学距離が長くなり不便となることなどが主な内容であると思われる。しかし、児童の精神面や人格形成上の問題点に対する主張はほとんどない。

◇学校統廃合による一部の生徒の通学距離が長くなるなどの不利益を訴える訴訟が目立つが、そのような主張はほぼ受け入れられない傾向にあると考えられる。

◎ 4 名古屋高金沢支決昭和 51 年 6 月 18 日（判時 842 号 70 頁）

【事 件 名】 小学校廃止処分執行停止申立却下決定に対する抗告事件

【主 文】 一部取消，一部却下

【審級関係】 ◎ 3 決定の抗告審，決定

【事実概要】 ◎ 1 決定における「事実概要」参照

【判決要旨】

以下 2 つの観点から抗告人に「回復困難な損害」があるとした。すなわち、「右廃校処分と右抗告人らに対する統合小学校への就学通知による処分によって、抗告人らの児童がその居宅から統合小学校まで片道各九キロメートルないし一〇キロメートルを通学のため往復しなければならず、旧小学校への通学距離より著しく増大することとなる。もつとも立山町当局は統合小学校への往復に通学用バスを用意する旨言明し、また、徒歩と右バスによる以外に電車その他の交通手段がないわけではない。しかし、右廃校処分によって右児童らことに低学年児童らにとつての旧小学校への徒歩通学による居住地域の自然との接触、それについての理解、また、右抗告人らと右児童らにとつての旧小学校と家庭との親密感、近距離感等旧小学校への就学によって維持される人格形成上、教育上の良き諸条件を失うこととなり、それは右抗告人らにとつて回復の困難な損害といわねばならない」。

さらに、「つぎに、右児童らが統合小学校へ就学する場合、通学はバスによるにしても冬期豪雪時の遅刻、不参はさげがたいものであり、また、児童の緊急事態に際しての保護者である右抗告人らとの連絡、応急措置上の不都合、或いはバスによる交通事故の危険等が予想され、これは一種の教育的条件の低下というべく、それが統合小学校への就学によってえられる諸々の利点を考慮しても、なお右抗告人らにとつての回復の困難な損害といわねばならない」。

結論として、「申立てを却下した原決定の…部分は失当であるからこれを取消し、行政事件訴訟法第五条第二項に則り右抗告人らのため本件各処分の効力を本案判決確定に至るまで停止する」として、抗告人の主張を一部認容して。原審の一部を取消しとした。

【筆者による若干の検討】

◇抗告人の主張は原審とほぼ同様であり、児童の通学に不便が来される不利益の主張となっている。

◇しかし、この主張に対する裁判所の理解の仕方が原審と異なっており、単に通学の時間と距

離という物理的側面のみならず、「旧小学校への徒歩通学による居住地域の自然との接触、それについての理解、また、右抗告人らと右児童らにとつての旧小学校と家庭との親密感、近距離感等旧小学校への就学によって維持される人格形成上、教育上の良き諸条件を失う」といった教育に関する精神的側面への影響が把握されており、このことが原審取消しの判決へと繋がったと考える。

◇ただし、この判決をもって小学校の統廃合の行政処分が取り消されたわけではない。

◎ 5 徳島地決昭和 52 年 3 月 18 日 (行政事件裁判例集 28 巻 3 号 249 頁)

【事 件 名】 執行停止申請事件

【主 文】 却下

【審級関係】 即時抗告 (即時抗告後の情報なし)

【事実概要】

申請人らは、徳島県三好郡に所在する井内中学校の学区の住民であり、学令各子女を中学に就学させる義務を負う保護者であり、学令生徒との関係は、それぞれ父母である。井川町の中学校は井内中学校と辻中学校の 2 校であるが、被申請人および井川町長らは、井内中を廃止して実質上辻中に統合する条例を制定し、徳島県教育委員会にその旨の届出をなし、申請人らの子女を就学すべき中学校を井川中に指定または変更する旨の処分の通知を發した。これを不服とした申請人らの提訴である。

申請人らは主に以下のような主張を行った。すなわち、「申請人ら及びその子女は本件廃統合により次のような不利益を受けることとなる。1、通学距離が大幅に増え、最長の者で一三キロメートル、平均的に見ても八・五キロメートルくらいになることから通学に多大の時間と体力を要し、課外活動などができない生徒も多くなり、また人家の少ない山間部のこととて日没後の女子生徒の帰宅は危険極まりない。2、被申請人は通学用バスの便を図るといっているが、そのバスが通行する県道は、非常に狹隘で曲折した谷沿いの道であつて、崖崩れは続発し、転落事故は後を絶たず、豪雨、積雪、凍結等により交通途絶になることもしばしばであり、年間平均二七日にも及んでおり、申請人らの子女は毎日交通事故発生の危険を押し通学しなければならないのであつて、申請人らとしても安心して子女を通学させることはできない」などとした。

【判決要旨】

「公立の小・中学校の廃統合は当該学区内の多数の学令児童・生徒の通学条件等に変化を及ぼすものであつて、通学距離・時間の面で従前より有利になる者もあれば逆に不利になる者もあるのは当然であり、例えば、廃止となる中学の門前に住む者にとっては、新設校が他の場所に設置される限り、通学時間等が何倍にもなるという不利益を受けるが、従来より通学条件の面で相対的に不利益となることをもって「教育を受ける権利」の侵害と解するならば、そもそも学校の廃統合・移転は一切不可能となるのであつて、そのような見解を採りえないことに明らかであり、また公立の小・中学校の廃統合については、通学条件のほか、学校の適正規模、教職員の配置、教育設備の面等種々の教育条件及びこれを裏付ける財政条件等を将来的展望のもとに総合考慮したうえでなされねばならないが、これらの判断は第一次的には、教育委員会

をはじめとする地方自治体の諸機関にゆだねられているものであり、また右判断の性質上、これら機関が教育行政上の相当広範な裁量権を有するものと解され、司法裁判所において、統廃合の決定の当否そのものを審査することは許されないのであって、それが特定の児童生徒・保護者に著しく過重な負担を課し、通学を事実上不可能にするなど裁量権の範囲を逸脱し、特定人の教育を受ける権利を侵害したとみられる場合にはじめて、当該特定人により提起された就学指定処分等を争う訴訟において、これを違法としてその効力を否定することが許されるものと解するのが相当である」と判示して、申請人らの訴えを却下した。

【筆者による若干の検討】

◇中学校の統廃合に対して申請人らは子女が通学困難になる旨の主張を展開したが、そのような主張を容れれば、そもそも学校の統廃合は不可能になってしまうという趣旨の判示がなされた。

◇本件に象徴されるように、ただ単に学校統廃合により児童・生徒の通学が困難になるという主張は統廃合を不服とする行政事件訴訟では意味をなさないのではないかという印象をもつ。

◎ 6 横浜地決昭和 54 年 3 月 26 日（行政事件裁判例集 30 卷 3 号 608 頁）

【事 件 名】 執行停止申立事件

【主 文】 却下

【審級関係】 即時抗告（即時抗告後の情報なし）

【事実概要】

申立人らは、いずれも藤野町牧野地区の住民であり、各子女を中学校に就学させる義務を負う保護者である。町当局は、藤野中学校、牧野中学校、佐野川中学校についてこれを統合する方向での検討を始め、町議会に提案され、統合反対派議員等による質疑討論を経て採決した結果、全員一致で右改正条例案が可決されたことをもって、本件学令生徒の就学する学校を統合された藤野中学校とする就学通知処分をおこなった。これを不服とした保護者らは藤野長教育委員会に訴えを提起した。

【判決要旨】

「本件就学通知処分により本件生徒らの通学距離が六キロメートルを越え、徒歩による登下校が困難となり通学上幾分、不便になることがあるとしても、被申立人の準備するスクールバスまたは路線バスを利用すれば、通学に要する時間は、多少、延長される者もあるが、むしろ時間的に改善される者も多数あり、小学児童と異り心身ともに、かなり成熟している本件生徒らにとつては、バスによる通学もさほど精神的、肉体的負担となるとは考えられないところ、前記のように藤野中学校本校舎において教育を受けることの方が、人的にも物的にも施設、設備の充実がはかられることによって本件生徒らにとつて質の濃密な教育を受け、また、より多くの校友との交りを通じて教育効果をあげることができる所以であることが容易に窺え、本件生徒らの教育環境は改善こそされ、決して劣悪化されるものではないから、前記通学の不便性、困難性が本件生徒ら及びその保護者である申立人らの教育を受ける権利ないし教育権を侵すことになり、これが申立人らに回復困難な損害を与えることになるとは到底考えられない」と判示した。

結論として、「本件就学通知処分により、申立人らが回復の困難な損害を蒙ることにつき結局疎明がないことになるから、本件申立は、その余の判断をするまでもなく理由がない。よって、申立人らの本件申立をいずれも却下する」とした。

【筆者による若干の検討】

◇本件においても、生徒の通学困難が主な不服申立の理由となった事案である。

◇しかし、やはり、このような通学困難を理由とした統廃合反対の申立ては受け入れられないことが一般的である。

◎7 大津地判平成4年3月30日(判タ794号86頁)

【事 件 名】 廃校処分取消等請求事件

【主 文】 一部却下、一部棄却

【審級関係】 控訴(控訴後の情報なし)

【事実概要】

原告らは、いずれも滋賀県犬上郡多賀町大字萱原地区に居住し、大滝小学校萱原分校に就学中の児童の親または親権者、および、将来萱原分校に通学することになる未学齢期の児童の親であり、その余の原告らは大部分が萱原分校の卒業生である。

多賀町は、町内に4校ある小学校(佐目小学校、多賀小学校、大滝小学校、脇ヶ畑小学校)を2校(多賀小学校、大滝小学校)に統合するため、とりあえず、本校一校(脇ヶ畑小学校)と分校4校(多賀小学校芹谷分校、多賀小学校壺仙分校、大滝小学校萱原分校、大滝小学校富之尾分校)を廃止しようとして条例を制定した。これに対して原告らは、本件制定及び本件公布の一連の行為、本件廃校処分、本件制定行為は違法であって取消されるべきであり、また、本件条例は違法無効であるなどとして訴えを提起した。

特に原告らは以下のような主張をした。「萱原分校の教育は、分校という条件にありながら優れた教育効果を発揮してきており、萱原地区住民、各種賞の受賞や報道機関による報道等によって高く評価されている。(1)萱原分校の教育の特色の第一は、恵まれた自然環境を生かした情操教育、環境教育である。萱原分校の近くには、オシドリの飛来する犬上ダム湖があり、同分校では、昭和五九年冬以降、児童の給餌等によるオシドリの保護・観察などの愛鳥教育に取り組んできており、さらに、これをきっかけに萱原地区全体での地域活性化運動としての愛鳥運動に発展している。その結果、児童に自然観察力、自然を育む心、郷土愛、情操が養われ、また、教員と保護者との信頼感、一体感が形成されている。(2)萱原分校の教育の特色の第二は、萱原地区の良さを見つめ直し、将来の地域社会を背負う人間をつくる教育としてのふるさと教育である。その教育実践としては、犬上ダムの歴史の調査、発表や前記愛鳥教育がある。(3)萱原分校の教育の特色の第三は、萱原地区住民との結びつきの高さであり、その成果が最も端的に残されているものとして「萱原通信」がある。これは、萱原分校の教員が九年前から作成し、萱原地区の全戸に配布しているものであり、その掲載内容は地域住民の投稿、児童の作文、地域行事や自然、歴史、愛鳥教育の実情等である。右通信の結果、萱原分校と萱原地区住民の一体感が形成されている」などとした。

【判決要旨】

「萱原分校におけるふる郷教育の成果は、豊かな自然環境を背景に長年にわたる教育実践の積み重ねや地域の協力の結果得られたものであることが認められる。以上の事実によれば、統合後の大滝小学校において愛鳥活動等に取り組むとしても、萱原分校での教育実践と同内容の実践、教育効果、地域活性化運動への貢献をすることは困難であることが認められる」として、分校固有の教育的価値があることを認定した。

しかし、「萱原分校で標榜されたふる郷教育が一学区一地域でなければ不可能であるとか、環境教育や郷土教育が萱原分校での実践と同内容で行われなければ教育上意味がないと認めるに足る証拠はない。また、萱原分校におけるふるさと教育という固有の教育を受ける権利が原告らに保障されているというわけでもない」と判示した。

結論として、「萱原分校では個別指導の徹底、地域環境や地域社会に密接に結びついた教育がなされ、相当の教育効果をあげていることが認められるが、他方、統廃合により学校規模を拡大して極小規模校、複式学級の問題性を低減、解消し、人的、物的設備の充実をはかって教育効果を高める利点を認めることができ、統廃合により多少通学条件が悪化し、萱原地区の教育条件が多少低下することが認められるが、その程度はさほど大きくないのであるから、統廃合が児童及び原告らの教育を受ける権利ないし教育権を侵すことになるとは認められない」などと認定した上で、原告の主張は退けられた。

【筆者による若干の検討】

◇本判決の結論として、原告の主張が退けられたことは、残念であるが、小中学校の運営の合理化を図らなければならない自治体の事情からやむを得ない面もあるかと感じる。

◇しかし、本件において原告が主張した廃止される分校の「固有の教育上の価値」については最大限の注目を払うべきである。学校運営の合理化の中にあっても失われてはならない地域の教育的価値があることを本判決における原告は主張したものであると強く感銘した。

◎ 8 東京地判平成 8 年 9 月 12 日（判タ 941 号 157 頁）

【事 件 名】区立学校等の予算の執行停止等請求事件

【主 文】棄却

【審級関係】確定

【事実概要】

東京都千代田区（区長は本件被告）は、既存の区立小、中学校（小学校 14 校、中学校 5 校）及び区立幼稚園を廃止して、新たに区立の小学校 8 校、中学校 3 校、幼稚園 8 園を新設することなどを内容とする区公共施設適正配置構想を策定し、これに基づく条例制定後、予算を組んで支出した。

区の住民である原告は、「件統廃合の実施により、十分な準備もなく学校規模が急激に増大することとなる結果、教育内容の低下、子供のストレスの増大、運動場のスペースの不足など教育上の様々な歪みが生じているほか、通学区が広がるため、子供らは、通学道路の変更や通学の遠距離化による交通危険の増大にさらされており、このような結果をもたらす本件統廃合は、子供と親の教育を受ける権利を侵害し、憲法二六条に違反するほか、児童権利条約二九条一項、三一条一項にも違反」などと主張して、予算執行停止を求めて提訴した。

【判決要旨】

「本件統廃合は、区立小中学校において児童・生徒数の減少、学校の小規模化が進行している状況などを踏まえ、教育委員会における検討を経た上で決定されたものであり、…区が、定住人口の回復等のために、区内の既存公共施設について見直しを行い、その再配置、整備を進める公適配構想を策定し、その一環として区立小中学校の再配置、整備を図る必要があると判断したことには十分な合理性があるといえることができる」。

「原告は、本件統廃合が教育内容の低下など教育上の様々な歪みを生じさせ、通学の遠距離化等による交通危険の増大をもたらすというが、…本件統廃合が、客観的にみて、児童・生徒に対し、その教育内容や教育環境、通学条件等において極めて重大な不利益を強いるものであり、社会通念上著しく苛酷であると認められるような事情はこれを窺うことができず、憲法二六条違反をいう原告の主張は失当というべきである」などとして原告の主張を棄却した。

【筆者による若干の検討】

◇本件事案は、予算の執行に違法性があるという形で争われた行政事件訴訟である。

◇本稿の本件の検討では、原告の教育面に関する主張とそれに対応する判決文部分をピックアップして掲載した。

◎9 宇都宮地判平成17年8月10日(裁判所ウェブサイト掲載判例)

【事件名】 廃校処分取消請求事件(2号)、損害賠償請求事件(289号)

【主 文】 却下(2号)、棄却(289号)

【審級関係】 情報なし

【事実概要】

被告足利市が設置していた足利市立A小学校に通学する児童の保護者や同校の通学区域内の住民である原告らが、被告足利市議会が平成12年に制定した条例の議決をし、これを受けて被告足利市教育委員会がA小学校の児童らに対し新たにB小学校を通学指定した処分などをめぐり、不服であり、精神的苦痛を生じたなどとして、A小学校の廃校処分の取消と損害賠償を請求した。

原告らは、「A小学校の廃止処分は、A小学校に就学していた児童の保護者である原告らが、自らの児童らに同校における教育を受けさせることができなくなり、地域住民である原告らが、同校における社会教育や地域教育を受けることができなくなるという意味で、直接的に法律上の地位への具体的影響を与えるものである」などと主張した。

【判決概要】

児童らの権利関係に関しては、「原告らの児童らに教育を受けさせる権利ないし利益を害したか否かにつき検討するに、A小学校の廃止後に新たに設置され、原告らの児童が就学校として指定を受けたB小学校は、原告らのうち最も距離が離れた者(原告G)の自宅からでも約2.4キロメートルで、同原告は、C小学校の方が距離的には近く、通常なら同校への就学校指定を受けるところ希望によりB小学校への就学校指定が認められたもので、同原告を除けば、B小学校への通学距離はおおむね約2.2キロメートルまでにとどまっており、原告らの児童らにとって社会生活上通学することができる範囲内にはないとは認められない」などと判示した。

また、原告の地域住民としての権利関係に関しては、「A小学校の就学校指定区域の住民である原告らは、憲法26条等により社会教育を受ける権利ないし利益を有するといえるにせよ、関連法規が予定している範囲内で各種公的施設ないしサービスの提供を受けることができるというにとどまり、具体的に特定の小学校でこれらの権利利益を行使することまで保障されているとはいえないのであり、本件条例は、これらの原告にとって何ら具体的権利義務や法的地位に影響を及ぼすものではない」と判示した。

結論として、原告らの取消請求と損害賠償請求を却下・棄却した。

【筆者による若干の検討】

◇原告主張の児童らの受ける不利益の内容が不明確であるように感じられる。

◇小学校を起点とした地域住民の享受しうる利益の主張がなされた珍しい事例である。小学校は児童が就学をする場所であるのみならず、地域住民にとっての様々な活動拠点となっているケースもあるので、そのような利益の主張には注目すべき点がある。

◎10 大阪地判平成24年7月4日（裁判所ウェブサイト掲載判例）

【事件名】 学校廃止処分取消請求事件

【主 文】 一部却下、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴棄却）

【事実概要】

本件は、被告が、大阪市の学校設置条例に基づき設置する特別支援学校であるA学校につき、B学校に病弱教育機能などを移管し、A校を廃止することなどを内容とする学校設置条例の一部を改正する条例を制定したところ、当時同校に在学していた児童生徒又はその保護者である原告らが、本件改正条例によるA学校の廃止の取消しを求めるとともに、本件改正条例によるA学校の廃止等が国家賠償法上違法であるとして、国家賠償法1条1項に基づき、各原告につき慰謝料100万円などの支払を求めた事案である。また、原告は廃止処分の取消なども併せて主張した。

【判決要旨】

「A学校の病弱教育機能をB学校に移管することとした被告の判断は、A学校において医療との連携が十分に取れていなかったことや、地元の小中学校への復帰も果たせていなかったこと等の問題点を克服し、大阪市内の病弱教育機能のセンター的機能の充実を実現するとの目的に沿うものである。加えて、A学校の安全面での問題や在籍者数の減少等の事情にも鑑みると、A学校の病弱教育機能をB学校に移管することとした被告の判断は、学校教育法の趣旨に沿う合理的なものであるといえることができる」などと判示した。

結論として、処分取消を却下し、損害賠償請求を棄却した。

【筆者による若干の検討】

◇特別支援学校の統廃合に関する事案であり、通常の小中学校の統廃合の事案とは異なった角度の検討が必要である。

◇原告は、通学困難など生徒の不利益などは主張していない。病弱教育機能が、別の学校へ移管された後もその機能が維持・発展できるかが争点になった事案と言える。

IV 総合的検討—結びに代えて—

上掲Ⅲにおける個々の裁判例を総合的な視点から整理して、本稿における結論に代えさせていただきます。

第一に、学校統廃合を不服とする訴訟において原告の主張には様々なものがあるが、最も多い主張は、統廃合により、従来の学校に通っていた児童・生徒の通学距離が長くなることから、その不利益を不服とするものである。このような主張をなす訴訟は◎1の盛岡地決昭和37年に始まるものであり、◎3、◎4、◎5、◎6、◎9と平成に入るまで多くの訴訟で展開されている。しかし、上記いずれの訴訟においてもその「通学困難」との主張は受け入れられず、退けられている。自治体の教育委員会はほとんどの事案で、スクールバスという交通代替手段を準備しており、そのような施策が原告の主張を退ける大きな根拠となっている。学内の教育そのものではなく、「通学困難」という時間的・空間的な物理的不利益は、将来においても交通手段・技術の発展が見込まれることから、裁判所としては受け入れがたい主張となることは必至であろう。

第二に、これに対して、原告の主張を一部受け入れた◎2訴訟は、純粋な学校統廃合事例ではないので、どこまで参考になるかは分からないが、原告などが主張した通学困難などを含めた児童の不利益が、「児童に与える教育上、人格形成上の影響は甚大」であると認定されており、このような児童の「人格形成」に影響をおよぼすような学校統廃合には、原告の主張が受け入れられる余地がありそうである。また、◎7訴訟では、分校廃止の事案であるが、大いに注目すべき原告の主張がなされている。「分校の教育は、分校という条件にありながら優れた教育効果を発揮」してきたことを認定しており、特に「恵まれた自然環境を生かした情操教育、環境教育」がなされており、具体的には「オンドリ保護・観察などの愛鳥教育」の成果が讃えられている。このような廃校となってしまう学校の「固有の教育価値」こそが、原告が訴えるべき利益であるべきだと筆者は臆見する。通学困難などの物理的問題ではなく、◎7訴訟で主張されたような精神的価値こそが「学校固有の教育価値」なのではないだろうか。

第三に、小中学校というものは、それぞれの地域社会における住民たる大人と子供の交流の基点を担う機能を営んでいることも見落とされるべきではないであろう。◎7訴訟や◎9訴訟において、原告はその利益として、地域住民が廃校となる場所で社会教育を受けられなくなり、また、児童らとの教育による総合交流の場が失われることを主張している。このような地域の小中学校がそれぞれの地域の児童教育のみならず、社会教育の基点としての機能を営んでいるということにも注意を払う必要があると考える。廃校を施策として実施する際には、そのような機能を担う代替施設が検討されるべきであると考えられる。

本稿の検討結果を整理するならば、以下のようなだろう。わが国では将来的には小中学校の統廃合が進む可能性があるが、そこで失われてはならない教育上の価値とは、物質的なものではなく、それぞれの地域社会が営む児童・生徒の人格形成という精神的価値であると言えるであろう。また、小中学校は児童教育を担う最重要施設であると同時に、地域社会の社会教育の拠点であるということも改めて認識しなくてはならない。

わが国では少子高齢化が進行する一方であるが、それに伴う小中学校の統廃合に関して、合理化の言葉のみでは語りつくせない部分を再認識し、再検討する必要がある。学校統廃合を不服とする行政事件訴訟の検討を通じて、その必要性を筆者はあらためて感じた。

【参考文献】

小島喜孝「廃校処分に対する執行停止」別冊ジュリスト118号『教育判例百選（第三版）』（有斐閣1992）58頁。

吉岡直子「小学校区域外就学事件」別冊ジュリスト118号『教育判例百選（第三版）』（有斐閣1992）62頁。

【付記・お詫び】

筆者は本誌57巻1号（2021年）において「死後事務委任に関する生命保険事業の新展開」の執筆の機会を頂いたが、みどり生命保険株式会社の八巻正明様への質疑応答（12頁）において一部掲載の不備があったので、これをお詫びし、以下のように訂正させていただきたい。

【再回答】（みどり生命保険株式会社）

保険金の使途方法について、弊社から指定することは行っておりません。

死亡保険の場合、被保険者に保険事故が発生すれば、保険金を保険金受取人に支払います。従いまして、保険金をどのような使途に使うかは、保険金受取人の自由です。

「死後事務委任契約」の受任法人を受取人として認める条件として、契約者保護の観点から上記契約を当事者同士がされているか、またはその予定であることを確認はしますが、その使途方法を葬儀に限定するか、遺品整理等それ以外にも含めるかは当事者同士の取り決めによるものであり、当社は関知しません。ただし、保険金額が過大になるような契約は取り扱わないように制限をかけております。

